

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第 58 号)
(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

1 保険料率の改定

(1) 平成24年度から平成26年度までの介護保険事業に係る財政の均衡を確保するため、次のとおり各年度における保険料率を定めることとしました。

(参考) 平成21年度から平成23年度までの保険料率(改正前)	平成24年度から平成26年度までの保険料率(改正後)
27,060円から108,240円の範囲内において9段階に区分	32,640円から153,408円の範囲内において10段階に区分

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる者の保険料率は、44,390円とすることとしました。

ア (1)の保険料率の区分が第3段階(改正案 48,960円)であって、合計所得金額等が120万円以下の者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこれを44,390円としたならば保護を必要としない状態となるもの

(3) (1)にかかわらず、次に掲げる者の保険料率は、58,752円とすることとしました。

ア (1)の保険料率の区分が第4段階(改正案 65,280円)であって、合計所得金額等が80万円以下の者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこれを58,752円としたならば保護を必要としない状態となるもの

2 指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準の規定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により介護保険法の一部が改正されることに伴い、従前は規則に規定していた指定認知症対応型共同生活介護事業所等に係る共同生活住居の数の基準を条例に規定することとしました。

3 手数料の徴収

介護保険法、介護保険法施行令及び地方自治法施行令の一部が改正され、一部の介

介護保険に関する事務に係る権限が京都府から本市に移譲されることに伴い、介護老人保健施設の開設及び変更の許可の申請に対する審査について、次のとおり手数料を徴収することとしました。

区 分	手数料(1件につき) 円
介護老人保健施設の開設の許可	63,000
介護老人保健施設の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	33,000

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第58号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

「第2章の2 指定地域密着型サービス等」の目次中「第3章 保険料 (第4条～第12条)」を第3章 保険料 (第4条～第12条)の第3章の2 手数料 (第12条の2)に改める。

2) 「第2章の2 指定地域密着型サービス等」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準

第3条の2 法第78条の4第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち指定認知症対応型共同生活介護事業所に設ける共同生活住居の数に係るものは、当該共同生活住居の数が2以下（近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域（以下「既成都市区域」という。）にあるものにあつては、3以下）であることとする。

2 法第115条の14第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に設ける共同生活住居の数に係るものは、当該共同生活住居の数が2以下（既成都市区域にあるものにあつては、3以下）であることとする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同項第1号及び第2号中「27,060円」を「32,640円」に改め、同項第3号中「40,590円」を「48,960円」に改め、同項第4号中「54,120円」を「65,280円」に改め、同項第5号中「59,532円」を「71,808円」に改め、同号イ中「若しくは第8号イ」を「第8号イ若しくは第9号イ」に改め、同項第6号中「67,650円」を「88,128円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「1,900,000円」に改め、同号イ中「若しく

は第8号イ」を「第8号イ若しくは第9号イ」に改め、同項第7号中「81, 180円」を「104, 448円」に改め、同号イ中「次号イ」の右に「若しくは第9号イ」を加え、同項第8号中「94, 710円」を「120, 768円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「又は次号イ」を加え、同項第9号中「108, 240円」を「153, 408円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 137, 088円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者 44, 390円

(2) 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者 58, 752円

第6条第3項中「附則第11条第2項」を「附則第16条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）若しくは第17条第2項」に、「若しくは第8号イ」を「第8号イ若しくは第9号イ」に改める。

第7条第4項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該額により難いと認めるときは、別に当該変更後の各納期における納付額を定めることができる。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 手数料

第12条の2 法の規定に基づく許可の申請に対する審査について、別表に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際に納入しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条の2関係）

区 分	手数料（1件につき）
法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	円 63,000
法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	33,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年度における保険料率の特例）

2 平成23年度においてこの条例による改正前の京都市介護保険条例第4条第1項第6号に掲げる保険料率が適用され、かつ、平成24年度においてこの条例による改正後の京都市介護保険条例第4条第1項第7号に掲げる保険料率が適用される者のうち、平成22年及び平成23年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が1,900,000円以上2,000,000円未満であるものの平成24年度の保険料率は、同条例第4条第7号の規定にかかわらず、88,128円とする。

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）